

「むらやま広域婚活事業実行委員会婚活支援事業」業務委託に係る企画提案募集要領

1 趣 旨

本事業は、村山管内の各市町や民間団体等が連携し広域で婚活事業を行い、村山地域で結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、婚活イベント等を実施し、出会いの機会を創出するとともに、定住促進と少子化の進行に歯止めをかけることを目的としている。

この募集要領では「むらやま広域婚活実行委員会」が実施する婚活支援事業を委託する事業者を選定するための「企画提案募集」について、必要な事項を定める。

なお、「むらやま広域婚活事業実行委員会」の構成機関は別紙のとおり。

2 委託業務

(1) 業務名

令和7年度むらやま広域婚活事業実行委員会婚活支援事業

(2) 業務内容

「むらやま広域婚活事業実行委員会婚活支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 予算上限額

2,631千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者であること。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する団体であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きを行っていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主目的としていないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認めら

れるとき

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

⑨ 共同企業体が応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が①から⑧までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で応募していないこと

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

① この要領に定めた資格・要件を具備していないとき。

② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

③ 見積金額が実行委員会の提示する予算上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

① 参加申込書（様式1）： 1部

② 事業企画書（様式2）： 17部

③ 次に掲げる書類の写し： 各1部

過去5年以内の婚活支援セミナー、婚活パーティー等の開催実績を証明できるもの（要領、チラシ等）

※官公庁の委託事業を優先して添付すること。

(2) 提出期限

①参加申込書（様式1）

令和7年7月10日（木）午後5時（必着）

②事業企画書（様式2）及び上記（1）③に掲げる書類

令和7年7月23日（水）午後5時（必着）

(3) 提出先

「10 担当部署」へ提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

・郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

5 質問・問い合わせ

(1) 事業企画書の作成に係る質問等は、別紙「質問書（様式3）」により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、「10 担当部署」あてに送付すること。

(3) 質問書の受付期間

令和7年7月2日（水）午後1時までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度速やかに、全ての参加申込書提出者に、電子メールにより行う。ただし、軽微なもの及び各提案者の独自の企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査及び結果の通知

- (1) 企画提案者は、選定審査委員会において、提案する企画内容について説明する。
- (2) 主な審査項目は別添事業企画書審査要領のとおりとし、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者（委託契約候補者）として選定する。
- (3) 審査に当たり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。
- (4) 審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。
- (5) 審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。
- (6) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (7) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

7 企画提案提出後のスケジュール

- (1) 選定審査委員会：令和7年7月29日（火）午後
- (2) 審査結果通知：令和7年8月上旬
- (3) 契約：令和7年8月上旬

8 契約締結

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、選定審査委員会の審査を経た上で、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 採択された提案等については、採択後に実行委員会と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続きを行う場合がある。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすものとする。
- (5) 委託業務の内容は、締結される契約書によるものとする。

9 その他

- (1) 提案できる件数は1事業者につき、1件とする。
- (2) 提出された申請書類等は返却しない。
- (3) 事業企画書等の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- (4) 事業企画書等の応募書類は、審査に必要な範囲で全部又は一部の複製等をできるものとする。なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 募集及び契約については、実行委員会の都合により変更・中止することがある。

- (6) 事業企画書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部署」に申し出ること。
- (7) 採用した事業企画書の著作権は実行委員会に帰属する。
- (8) 不採用となった事業企画書の著作権は提案者に帰属する。

10 担当部署

むらやま広域婚活事業実行委員会事務局

(山形県村山総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課 子育て支援・若者活躍担当)

住所：〒990-0031 山形市十日町一丁目6番6号(村山保健所2階)

電話：023-627-1150

FAX：023-627-1139

Mail：ymurayamakodomo#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。

むらやま広域婚活事業実行委員会の構成機関

(行政機関)

- ・寒河江市
- ・村山市
- ・天童市
- ・東根市
- ・尾花沢市
- ・山辺町
- ・中山町
- ・河北町
- ・西川町
- ・朝日町
- ・大江町
- ・大石田町

(民間団体)

- ・尾花沢市結婚促進協議会
- ・河北町社会福祉協議会
- ・朝日町婚活推進連絡会議